

令和3年度介護施設等による外国人介護職員との
コミュニケーション促進支援事業の概要

事 項	内 容																								
目的	<p>介護保険サービスを提供する都内の施設・事業所（以下、「事業所」が事業所内の外国人介護職員と日本人職員や介護サービス利用者等との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語翻訳機の導入や異文化理解に関する研修の受講等の環境整備を実施する場合に、実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助を行う。</p>																								
補助対象事業所	<p>下表に定める介護保険サービスを提供する都内の事業所 ※ 国又は地方公共団体が設置及び運営する事業所は除く。 ※ 介護保険法（平成9年法律第123号）第72条の2の規定による共生型サービスは除く。</p> <table border="1" data-bbox="354 1028 1386 1563"> <thead> <tr> <th colspan="4" data-bbox="354 1028 1386 1072">サービス名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="354 1072 616 1162">訪問介護</td> <td data-bbox="616 1072 876 1162">(介護予防)訪問入浴介護</td> <td data-bbox="876 1072 1136 1162">通所介護</td> <td data-bbox="1136 1072 1386 1162">(介護予防)短期入所生活介護</td> </tr> <tr> <td data-bbox="354 1162 616 1252">(介護予防)短期入所療養介護</td> <td data-bbox="616 1162 876 1252">(介護予防)通所リハビリテーション</td> <td data-bbox="876 1162 1136 1252">(介護予防)特定施設入居者生活介護</td> <td data-bbox="1136 1162 1386 1252">定期巡回・随時対応型訪問介護看護</td> </tr> <tr> <td data-bbox="354 1252 616 1341">夜間対応型訪問介護</td> <td data-bbox="616 1252 876 1341">(介護予防)小規模多機能型居宅介護</td> <td data-bbox="876 1252 1136 1341">看護小規模多機能型居宅介護</td> <td data-bbox="1136 1252 1386 1341">(介護予防)認知症対応型共同生活介護</td> </tr> <tr> <td data-bbox="354 1341 616 1476">(介護予防)認知症対応型通所介護</td> <td data-bbox="616 1341 876 1476">地域密着型特定施設入居者生活介護</td> <td data-bbox="876 1341 1136 1476">地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</td> <td data-bbox="1136 1341 1386 1476">地域密着型通所介護</td> </tr> <tr> <td data-bbox="354 1476 616 1565">介護福祉施設サービス</td> <td data-bbox="616 1476 876 1565">介護保健施設サービス</td> <td data-bbox="876 1476 1136 1565">介護医療院サービス</td> <td data-bbox="1136 1476 1386 1565">介護療養施設サービス</td> </tr> </tbody> </table>	サービス名				訪問介護	(介護予防)訪問入浴介護	通所介護	(介護予防)短期入所生活介護	(介護予防)短期入所療養介護	(介護予防)通所リハビリテーション	(介護予防)特定施設入居者生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型通所介護	介護福祉施設サービス	介護保健施設サービス	介護医療院サービス	介護療養施設サービス
サービス名																									
訪問介護	(介護予防)訪問入浴介護	通所介護	(介護予防)短期入所生活介護																						
(介護予防)短期入所療養介護	(介護予防)通所リハビリテーション	(介護予防)特定施設入居者生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護																						
夜間対応型訪問介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護																						
(介護予防)認知症対応型通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型通所介護																						
介護福祉施設サービス	介護保健施設サービス	介護医療院サービス	介護療養施設サービス																						
対象事業所の要件	<p>外国人介護職員1名以上を、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの補助対象期間中に、<u>1月以上雇用*</u>すること。</p> <p>*雇用月数の算定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用開始が月の途中の場合：雇用開始日の属する月の翌月から起算 ・雇用終了が月の途中の場合：雇用終了日の属する月の前月までを算定 																								

<p>補助対象事業</p>	<p>補助対象事業所が実施する、外国人介護職員と日本人職員や介護サービス利用者等との相互の円滑なコミュニケーションの促進により、外国人介護職員の受入環境を整備するための以下（１）から（７）に掲げる取組とする。</p> <p>（１）介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成 （外国人介護職員の母国語への翻訳を含む。）</p> <p>（２）介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の購入</p> <p>（３）多言語翻訳機の購入又はリース</p> <p>（４）外国人介護職員の日本語学習（日本語講師による教育、日本人職員による外国人介護職員への日本語指導のための研修受講等）</p> <p>（５）日本人職員及び外国人介護職員の異文化理解の学習 （異文化理解教育の研修受講等）</p> <p>（６）介護技能実習評価者養成講習の受講</p> <p>（７）その他コミュニケーションを促進し、外国人介護職員の受入環境を整備するために必要と考えられる取組</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>令和３年４月１日から令和４年３月３１日までに実施した上記の補助対象事業に係る経費 ※外国人介護職員の雇用前、交付申請前に発生した経費も補助対象別紙「補助対象経費（交付要綱第５関連）」のとおり。</p>
<p>補助基準額</p>	<p>１事業所当たり 30 万円</p>
<p>補助率</p>	<p>2 / 3</p>
<p>補助額の算定例</p>	<p>（例）</p> <p>①補助基準額：30 万円</p> <p>②対象経費を事業所が支払った額：27 万円 （内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護業務マニュアル翻訳料 20 万円 ・多言語翻訳機購入費用 7 万円（3 万 5,000 円×2 台） <p>③補助額：27 万円×2 / 3 = 18 万円 （算定方法）</p> <p>上記①②を比較して小さい 27 万円に補助率 2 / 3 を乗じた額 ※1,000 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。</p>